

避難マニュアル・避難計画の変更点について

令和3年7月7日
刈羽村総務課

■配布資料

- ・「刈羽村防災ガイドブック」（平成27年3月）
- ・「刈羽村地域防災計画（原子力災害対策編）」（令和2年3月）
※避難等に関する部分（目次の黄色線部分）のみ抜粋。
 - ・第1章の第1節、第2節、第5節、第7節
 - ・第3章の第2節～第8節
 - ・第4章の第2節

○刈羽村防災ガイドブック

- ・原子力、地震、火災、風水害、土砂災害、雪害等の様々な災害への基本行動や避難方法などを、イラスト等を交えながらわかりやすく紹介している冊子。
- ・平成27年3月に村内全世帯に配布。

○刈羽村地域防災計画（原子力災害対策編）※一部抜粋

- ・刈羽村の原子力災害対策の基本となるもので、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づいて作成した計画。
- ・令和2年3月に修正。
(主な修正箇所は別紙「刈羽村地域防災計画（原子力災害対策編）修正の概要」に記載されている通り)

以上

刈羽村地域防災計画（原子力災害対策編）修正の概要

I 修正の経緯

刈羽村地域防災計画（原子力災害対策編）は、原子力災害特別措置法をはじめとする法律の改正や原子力災害対策指針、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正などを受けて平成26年10月に修正した。

現在までの間に災害対策基本法などの関係法令が改正され、国の防災基本計画や原子力災害対策指針、新潟県地域防災計画が修正されたことから、これらの施策の進展を受けて刈羽村地域防災計画（原子力災害対策編）を修正するものである。

II 主な修正事項

◆警戒事態の判断基準の修正（第3章第1節）

- ① 県内で、震度6弱以上 ⇒ 刈羽村又は柏崎市で、震度6以上
- ② 県内で、大津波警報 ⇒ 刈羽村又は柏崎市の沿岸を含む津波予報区で大津波警報

◆各事態における情報収集連絡体制の明確化（第3章第2節）

- ① 情報収集事態における原子力事業者及び国、県、村等の連絡体制を追加
- ② 警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の各事態における原子力事業者及び国、県、村等の連絡体制を具体的に記載

◆緊急時モニタリングの実施体制を追加（第3章第4節）

国、県による緊急時モニタリングにおける実施体制を追加

◆避難所運営主体の段階的移行方針を明記（第3章第6節）

広域避難の際の避難所の運営主体を、初動期は受入市町村が担い、村が早期にそれを引き継ぎ、自主防災組織等の協力を得ながら運営に当たり、その後、避難者が相互に助け合う自治的組織の立ち上げによる運営へ移行する方針を明記

◆原子力災害医療の実施体制を修正（第3章第8節）

緊急被ばく医療 ⇒ 原子力災害医療の実施体制を修正

◆複合災害時の対応方針を明記（第4章第2節）

人命の安全を第一とし、自然災害における人命へのリスクが極めて高い場合は、自然災害に対する避難行動を優先することを基本とした事前対策及び応急対策を実施することを明記

その他、文言の修正、時点修正など